

# デジタルプロジェクター貸し出し規約

ユリカモメ保護基金 事務局  
代表 川村周仁  
京都市北区小山下内河原町 69  
075-491-5918

このプロジェクター・スクリーン一式は、人々のユリカモメへの浄財で購入したもので、主として鳥類の研究発表の為に使用される事を目的とし、加えて環境保護、商店街などに有用に利用される事を想定し安価に貸し出すため、ここに利用規約を定めます。

## 貸出し規定

1. 期間は原則 1 泊 2 日とし、泊数に応じて料金が加算されます。
2. 期間中の破損・紛失は全額補填していただきます。(消耗品を除く)
3. 申込、貸出し、返却は事務局で行います。(予約はメールでも可)
4. 貸出先により保証金(20000円)を預かることがあります。(返却時に返還します)

## 料 金 (一泊 2 日)

プロジェクター 一式 2000円

スクリーン 一式 1000円

但し、鳥類研究及び母体の北大路商店街は半額とする。

## 申 込 書

私は、ユリカモメ保護基金の利用規約に従い、借受けた機器を丁重に扱い期日に返却する事を約束します。

グループ名			
代 表 者	印		
期 間	年 月 日	年 月 日	
住 所			
連絡先		料金	